

住民税非課税世帯等に対する 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

受給には手続きが必要です。

令和4年度の住民税均等割非課税世帯や、令和4年1月から12月までの間に家計急変のあった世帯を支援するため、給付金を支給します。令和3年度または令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給した世帯も、今回の支給対象となります。

支給額

1世帯あたり **5万円** ※1世帯1回限り

支給方法

原則、世帯主名義で登録されている預貯金口座に振り込みます。

受給権者

支給対象となる世帯の世帯主

支給時期

確認書（または申請書）を受理した日から3週間後を目安に支給します。振り込み手続き完了後、支給決定のお知らせを順次郵送します。

支給対象と申請の有無

支給対象は、下記のいずれかに該当する世帯です。

※令和4年度の住民税が課税されている人の扶養親族などのみの世帯は除く

世帯全員の令和4年度分の
住民税均等割が非課税の世帯

申請時点で桐生市の住民基本台帳に記録があり、予期せず、令和4年1月から12月までの間に収入が減少し
世帯全員が **住民税非課税相当** の収入となった世帯（家計急変世帯）



令和4年9月30日時点で桐生市の住民基本台帳に記録のある世帯に、確認書を郵送します（返送が必要です）。
※令和4年1月2日以降に転入や未申告の人がいる場合は、申請書を郵送します。



申請が必要です

申請期間 = 12月1日（木）～令和5年1月31日（火）
申請方法 = 申請書に必要書類を添えて、郵送（必着）で税務課（市役所1階、〒376-8501 桐生市役所）へ。申請用紙は、市ホームページなどにあります。

問い合わせ

制度に関すること

内閣府コールセンター

☎0120 - 526 - 145

時間 = 午前9時～午後8時（土、日、祝日、年末年始を除く）

申請・振り込みに関すること

桐生市コールセンター

☎0277 - 22 - 2281

時間 = 午前9時～午後5時（土、日、祝日、年末年始を除く）